

入 札 説 明 書

本説明書は令和８年１０月１日入札告示を行った下記の工事の総合評価に関する補足的事項を記載したものである。

令和８年１０月１日

１ 入札に付する事項

工 事 名	小俣賀地区ほ場整備工事(以下「本件工事」という。)	
施工場所	益田市 左ヶ山町 地内	
予定工期	契約日の翌日から令和９年３月３１日	
工事概要	整地工	A = 2. 5 h a
	用水路工	L = 4 3 7 m
	排水路工	L = 3 3 9 m
	暗渠排水工	L = 2 9 6 6 m
	路体盛土工	V = 8 4 6 m 3

２ 総合評価の方法及びイメージ図

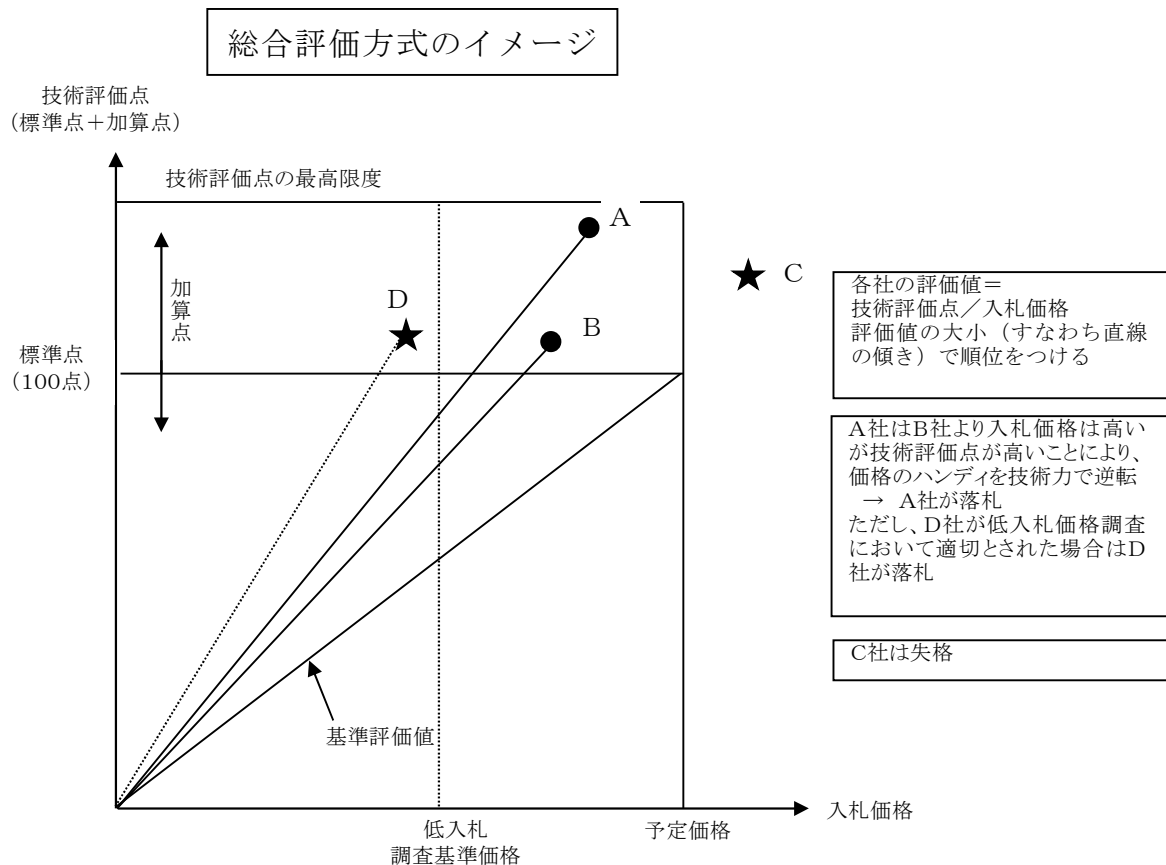
（１）総合評価による入札参加者の順位付け

入札参加者それぞれに標準点（１００点）を与え、それに評価項目ごとの加算点を加え、合計を「技術評価点」とする。

総合評価は「技術評価点」を当該入札参加者の入札価格で除した値（評価値）の大小をもつて行う。

$\begin{aligned} \text{技術評価点} &= \text{標準点（１００点）} + \text{加算点} \\ \text{評価値} &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格} \end{aligned}$
--

(2) 総合評価のイメージ（一般的事項）



(3) 落札者の決定条件

本工事は、特別簡易型総合評価方式の除算方式（加算点：総計20点）により実施するものとし、次の要件に該当する入札者のうち、評価項目ごとの加算点を加えた技術評価点（標準点100点+加算点）を当該入札者の入札価格で除した値（評価値）の最も高い者を落札者とする。

ただし、評価値の最も高いものが2者以上あるときはくじによる。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 益田市建設工事低入札調査取扱規程（平成20年益田市訓令第5号）において失格でないこと。

3 評価項目及び加算点の配点

(1) 企業の評価

①企業の工事成績評定点

過去2年間（令和6年度から令和7年度まで）に完成した益田市発注の公共工事で、工事種別が「土木一式工事」における工事成績評定点の平均点を評価する。

- 対象となる工事成績が2件以上の場合、第1表により加算点を算定する。
- 対象となる工事成績が1件又は無い場合、第2表により加算点を算定する。

第1表

評定点の 平均点	80 点以上	79 点以上 80 点未満	78 点以上 79 点未満	77 点以上 78 点未満	76 点以上 77 点未満
加算点	5 点	4. 5 点	4 点	3. 5 点	3 点
評定点の 平均点	75 点以上 76 点未満	74 点以上 75 点未満	73 点以上 74 点未満	70 点以上 73 点未満	70 点未満
加算点	2. 5 点	2 点	1. 5 点	1 点	0 点

第2表

評定点	80 点以上	79 点	78 点	77 点	76 点
加算点	4. 5 点	4 点	3. 5 点	3 点	2. 5 点
評定点	75 点	74 点	70 点以上 74 点未満	70 点未満	実績なし
加算点	2 点	1. 5 点	1 点	0 点	0 点

②企業の同種工事の施工実績

過去10年間（平成28年度から令和7年度まで）に完成し益田市及び島根県又は中国四国農政局発注の公共工事において、元請又は共同企業体（経常JVを除く）の構成員（ただし出資比率20%以上）として施工した、農業農村整備事業における区画整理工事（ほ場整備工事）の施工実績を評価する。

- 施工実績が2回以上あるものは2点
- 施工実績が1回あるものは1点
- 施工実績がないものは0点

ただし、工事成績評定点が65点未満のものは実績として認めない。

③企業の優良工事表彰

過去5年間（令和3年度から令和7年度まで）に益田市、島根県、中国地方整備局又は中国四国農政局発注の公共工事において、企業として受けた優良工事表彰を評価する。

- 表彰が3回以上あるものは2点
- 表彰が1～2回のものは1点
- 表彰がないものは0点

(2) 技術者の評価

①配置予定技術者の施工経験

過去5年間（令和3年度から令和7年度まで）に完成した益田市、島根県又は中国四国農政局発注の公共工事において、主任（監理）技術者又は現場代理人として担当した、農業農村整備事業における区画整理工事（ほ場整備工事）の施工経験を評価する。

ただし、工事成績評定点が65点未満の場合のものは実績として認めない。

- 施工経験が2回以上あるものは2点

- 施工経験が1回あるものは1点
- 施工経験がないものは0点

②配置予定技術者の優秀建設技術者表彰

過去5年間（令和3年度から令和7年度まで）に益田市、島根県、中国地方整備局又は中国四国農政局発注の公共工事において、主任（監理）技術者又は現場代理人として受けた優良工事表彰を評価する。

- 技術者表彰が2回以上あるものは2点
- 技術者表彰が1回のものは1点
- 技術者表彰がないものは0点

（3）地域貢献

①災害復旧工事

過去5年間（令和3年度から令和7年度まで）に益田市が発注した災害復旧工事（林地崩壊防止工事を含む）の実績を評価する。

- 受注実績が3件以上あるものは3点
- 受注実績が2件あるものは2点
- 受注実績が1件あるものは1点
- 受注実績がないものは0点

②労働福祉関連の状況

入札告示日の前日までに、企業として、次のア～ウに掲げる制度等の有無及び実態を評価する。

ア 障がい者雇用実態：下記のいずれかの実態がある場合

- ・法定雇用率を適用される者・・・法定雇用率を超える雇用
- ・法定雇用率を適用されない者・・・1人以上の雇用

イ 育児・介護休業に関する制度：下記のいずれかの取組みがある場合

- ・育児・介護休業法（育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）で定める制度を超える内容を含む制度を規定していること
- ・こっころカンパニー（しまね子育て応援企業）、ますだ子育て応援宣言企業について、認定されていること

ウ 健康づくりへの取組みがある場合

- ・健康経営優良法人について、認定されていること
- 上記すべてに該当するものは2点
- 上記のうち1つまたは2つに該当するものは1点
- いずれの項目も実施していないものは0点

③消防団協力事業所

消防団協力事業所としての認定状況の評価する。

- 入札告示日前日において、認定を受けているものは1点

- 認定を受けていないものは0点

④若手・中堅技術者の配置

入札公告日前日時点で満40歳未満の技術者を当該工事の主任技術者または監理技術者として配置する場合に評価する。

- 配置する場合は1点
- 配置しない場合は0点

ただし、主任技術者または監理技術者として複数の候補者を申請する場合には、全ての候補者が入札告示日前日時点で40歳未満であること。

(4) 減点

①低入札工事の工事成績が良好でない場合の減点

益田市が発注した公共工事で、令和5年度に完成した低入札工事の工事成績評定点が73点未満であれば、下記の算定式により減点を行う。

- 70点のものは－5点
- 73点のものは0点
- 中間の者は按分で点数を算出

$$\text{【減点} = 5 \text{点} \times (73 \text{点} - \text{低入札工事の点数}) \div (73 - 70)\text{】}$$

(5) 評価項目表

評価項目		配分点	加算点			
1 企業の評価 【9点】	①工事成績	5	5～0			
	②同種工事の施工実績	2	2	1	0	
	③優良工事表彰	2	2	1	0	
2 技術者の評価 【4点】	①同種工事の施工経験	2	2	1	0	
	②優良工事表彰	2	2	1	0	
3 地域貢献 【7点】	①災害復旧工事の受注実績	3	3	2	1	0
	②労働福祉関連の状況	2	2	1	0	
	③消防団協力事業所	1	1	0		
	④若手・中堅技術者の配置	1	1	0		
合 計		20点				
4 減 点	① 入札工事の工事成績の減点	－5	－5～0			

点数は小数第1位まで。小数第2位を四捨五入する。

3. 加算点の計算方法

入札参加者それぞれに標準点（100点）に評価項目ごとの加算点を加え、合計を「技術評価点」とする。

総合評価は「技術評価点」を当該入札者の入札価格で除した値（評価値）の大小を持って行なう。

技術評価点＝標準点（１００点）＋評価項目毎の加算点
評 価 値＝技術評価点÷入札価格